

仏生寺川水系河川整備基本方針

令和 2 年 8 月

富 山 県

仏生寺川水系河川整備基本方針

目 次

第1章 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
第1節 流域と河川の概要	1
(1) 流域の概要	1
(2) 治水事業の沿革と現状	1
(3) 河川利用の現状	2
(4) 河川環境の現状	2
第2節 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	3
(1) 河川整備の基本理念	3
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	3
1) 洪水、高潮等による被害の発生防止又は軽減	4
2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	4
3) 河川環境の整備と保全に関する事項	4
4) 河川の維持管理に関する事項	4
第2章 河川の整備の基本となるべき事項	5
第1節 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	5
第2節 主要な地点における計画高水流量に関する事項	5
第3節 主要な地点における計画高水位及び計画横断形の川幅に関する事項	6
第4節 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項	6
仏生寺川水系参考図	7

第1章 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

第1節 流域と河川の概要

(1) 流域の概要

仏生寺川水系は、その源を富山県氷見市吉池地区大坂峠、御林山等に発し上中地区・寺中地区を流れて、細越地区より流れてくる脇之谷内川と大覚口で合流して、銚根地区に源を発する鞍骨川や神代川・堀田川・万尾川と合流して河口近くで湊川と分かれて富山湾に注ぐ流域面積約 56.6km²、流路延長約 13.3km の二級河川である。

流域の地質は、上流部が新生代・新第四紀沖積世の砂泥及び新生代・新第三紀中新世の砂岩、中流部が新第四紀沖積世の泥炭・泥、下流部が新生代・新第四紀沖積世の砂からなり、河床勾配は中下流域で 1/700～1/5,000 程度の緩やかな流れとなっている。地形は、上流部が十三谷と呼ばれる丘陵地の浅い谷、中下流部が谷平野であり、布施より下流はかつて「布施水海」があったところで今も低湿地帯となっている。

万尾川沿いの十二町瀉では、十二町瀉水郷公園が整備され、湊川では遊歩道・河川噴水・カラクリ時計等市街地を流れる川にふさわしい整備が行われており、住民の憩いの場・観光拠点として多くの人を訪れる。

流域の気候は日本海側気候に属し、年平均降水量は約 2,246mm で、梅雨期と秋期にかけて降水量が多い。特に 6 月上旬から 10 月中旬にかけて、梅雨前線及び台風や秋雨前線により大雨となることがある。冬期の降水量は、降雪によるものである。年平均気温は約 13.4℃で、冬季には真冬日、冬日を記録することもある。

(2) 治水事業の沿革と現状

仏生寺川の上流部は古くから十三谷と呼ばれ、降雨が支川から集中的に流れ込み、度重なる洪水に見舞われた。また、中下流部は典型的な低湿地帯に加え、河積が狭小で蛇行が著しく護岸も貧弱なため洪水が相次いだ。主な洪水には、昭和 36 年(1961)6 月豪雨、昭和 39 年(1964)7 月豪雨、昭和 49 年(1974)9 月豪雨、昭和 51 年(1976)8 月豪雨による洪水があり、床上・床下浸水、農地浸水等の甚大な被害があった。

仏生寺川の治水事業は、昭和 36 年(1961)の出水を契機として昭和 37 年(1962)より基準地点国道バイパス橋における基本高水のピーク流量を 300m³/s と定め、着工～平成 5 年頃までに最も河積狭小で蛇行の甚だしかった「白鷺橋～三ヶ村用水堰」の中流部約 2.2km を圃場整備と調整を図りながら実施している。

下流部については、平成 7 年(1995)～平成 10 年(1998)までの J R 橋架け替え工事により「河口～八幡橋」までの約 1.0km までを改修し、その後、「三ヶ村用水堰～城山橋」までの約 0.8km を平成 12 年度(2000)までに改修した。また、「八幡橋～太湖橋」を潮止め水門改修(県営農業用河川工作物応急対策事業)および、十二町瀉排水機場改修(県営基幹水利施設補修事業)と調整し、平成 11 年(1999)～平成 14 年(2002)までに改修し、下流部「河口～太湖橋」までの延長約 1.7km の改修を終えた。平成 15 年(2003)～平

成 16 年(2004)には「城山橋～鞍骨川合流点」の約 0.2km を周辺住宅団地造成の進捗に応じ、改修を行った。

仏生寺川の支川については、昭和 44 年(1969)～平成 8 年(1996)に、河川局部改良事業として、湊川(約 0.93km)、堀田川(約 0.87km)、鞍骨川(約 1.28km)の改修が行われている。また、昭和 61 年(1986)～平成 16 年(2004)に、県営かんがい排水事業として、万尾川(約 2.55km)の改修が完了している。

平成 17 年(2005)以降は、軟弱地盤対策について検討を行っていた仏生寺川中流部の未改修区間「太湖橋～白鷺橋」に着工し現在に至っている。当該区間は未改修のため、流下能力は極めて低く、早期の治水安全度向上が必要となっている。

なお、仏生寺川において記録に残る高潮被害は生じていない。

(3) 河川利用の現状

仏生寺川の水利用は古くから農地のかんがい用水として利用されていたが、低い丘陵を水源としていることから水量が乏しく、江戸時代から多くの溜池が造られていた。しかし、これでも水量が足らずにしばしば干ばつの被害が生じていた。この状況は氷見市の他河川でも同様であった。

この状況を打開するため、行政区域の異なる高岡市福岡町で小矢部川こなでかわの支流子撫川こい上流に総貯水量 880 万 m³の五位ダムをつくり、氷見市と高岡市の農地に 660 万 m³の水を供給する国営総合かんがい排水事業(北陸農政局)が昭和 52 年(1977)4 月に着工され、16 年の歳月を経て平成 5 年(1993)3 月に完成した。

これにより氷見市の多くの田に水を供給することが可能になり、仏生寺川水系においては農地約 640ha のかんがい用水として利用されている。なお、引き続き末端農地へ配水するため、県営かんがい排水事業に着手し、平成 16 年(2004)に完成している。

また、国営事業では農地の湛水被害防止および乾田化を図るため国道バイパス橋下流に十二町潟排水機場を設置した。

冬期においては安全で円滑な交通の確保のための消雪用水として利用されている。

今後とも、これらの水利用や動植物の生息地・生育地の状況、流水の清潔の保持等を考慮した流水の正常な機能が維持されることが求められる。

なお、仏生寺川水系には漁業権は設定されていない。

(4) 河川環境の現状

仏生寺川の上流部は丘陵地であり、コナラ群落、アカマツ群落、スギ植林地などがある。河床は礫で土砂が溜まりヨシ等の抽水植物が繁茂している。魚類は、オイカワ、ウグイ、ギンブナなどを見ることができる。

中・下流部は、水田・集落の中を流れるのどかな田園風景を呈している。植生のほとんどはススキ、ヨシおよび水田雑草である。魚類は、中流部ではギンブナ、オイカワが主となる。下流部になると、河床が砂泥となり 魚類はギンブナ、ゲンゴロウブナが

多く、鳥類ではサギ等の姿が見られる。その他に、神代川合流点付近において夏期に国指定天然記念物であるイタセンパラを捕獲・確認、また、夏期および秋期に希少種であるシンジコハゼを捕獲・確認した。(平成10年度「水辺の国勢調査(魚介類調査)」)

河口付近になるとナマズ、コイ、ギンブナ、マハゼが多い。また、海岸ではシロチドリ、ユリカモメ、ウミネコ、オオセグロカモメなどの鳥類が砂丘で休息をとる。

支川万尾川には、十二町潟を囲む十二町潟水郷公園が整備され国指定天然記念物であるオニバス(水生植物)、イタセンパラ(魚類)をはじめ、希少種であるミナミアカヒレタビラ(魚類)など多くの水生動植物や池に集まる野鳥などの観察・学習ができる。また、氷見市の中心部を流れる支川湊川は、河川環境整備等により整備され、現在は「湊川リバーウォーク」として、人々の憩いの場として親しまれている。

仏生寺川の水質は、C類型の水質環境基準類型指定を受けており、環境基準点(八幡橋)での至近10ヶ年(H21~H30)のBOD(75%値)は0.9~2.5mg/lである。これは、環境基準値のBOD 5mg/l以下を達成している。

支川湊川の水質も、C類型の水質環境基準類型指定を受けており、環境基準点(中の橋)での至近10ヶ年(H21~H30)のBOD(75%値)は1.5~3.1mg/lである。これも、環境基準値のBOD 5mg/l以下を達成している。

今後とも、仏生寺川流域の上流から河口まで変化に富んだ自然環境の保全に努めるとともに、地域の人々が楽しく・憩える身近な空間となるよう河川空間の整備を図る。

第2節 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 河川整備の基本理念

仏生寺川水系における今後の河川整備の基本理念は、河川の現状、水害発生状況及び河川の利用と河川環境の現状や特性を踏まえ、地域社会、経済情勢の発展に対応するよう関連する計画との整合を図り、

「治水」・・・住民の生命・財産を洪水から守る。

「利水」・・・河川の機能を維持し、安定した水利用が図れるよう努める。

「河川環境」・・・動植物の生息・生育環境に配慮するとともに、うるおいと安らぎのある水辺環境の保全と整備に努める。

などバランスのとれた、水源から河口まで一貫した計画のもとに河川の総合的な保全と利用を図っていくものとする。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

仏生寺川水系の総合的な保全と利用に関する基本方針は、河川整備の基本理念を踏まえ、水害発生状況、河川改修の実施状況、河川の利用状況、河川環境の現状を考慮し、次のとおりとする。

1) 洪水、高潮等による被害の発生の防止又は軽減

仏生寺川水系では、流域内の社会・経済的な重要度と県内他河川との計画規模の整合等を踏まえ、50年に1回程度発生する規模の洪水を安全に流下させることを目標とする。

さらに、関係機関や地域住民と連携して、災害情報伝達体制及び警戒避難態勢の整備等水防体制の強化を図るなど総合的な被害軽減対策を推進する。

2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

仏生寺川の河川水は、沿川の水田のかんがい利用されているほか、冬期の消雪用水としても利用されている。これらの水利用や動植物の生息地または生育地の状況、景観、流水の清潔の保持等に考慮した流水の正常な機能が維持されるよう努めるものとする。

3) 河川環境の整備と保全に関する事項

仏生寺川水系は豊かな自然環境に恵まれ、多様な動植物が生息・生育することから、河川の有する自然環境の多様性、連続性や地域の個性に配慮するとともに、多自然川づくりにより、良好な河川環境の整備と保全に努めるものとする。特に、中下流部は国指定天然記念物であるイタセンパラ（魚類）、希少種であるミナミアカヒレタビラ、シンジコハゼ（魚類）等の生息地であることから、河川整備にあたっては、極力 それらの生息環境の保全に配慮しながら進めるものとする。

また、人と川の共生を確保するため、河川の利用状況、自然環境との調和に配慮しながら、川とのふれあい、環境教育の場としての水辺空間の整備と保全を図る。

さらに、河川に関する情報を地域住民に幅広く提供することにより、河川と地域住民との連携を積極的に図り、河川への親しみを醸成し、地域住民とともに河川の良好な維持と潤いのある水辺空間の形成を図る。

4) 河川の維持管理に関する事項

「洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減」、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」、「河川環境の整備と保全」の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮させるため、適正な維持管理を行うものとする。

第2章 河川の整備の基本となるべき事項

第1節 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水は、そのピーク流量を基準地点新八幡橋 において $260\text{m}^3/\text{s}$ とし、これを河道に配分する。

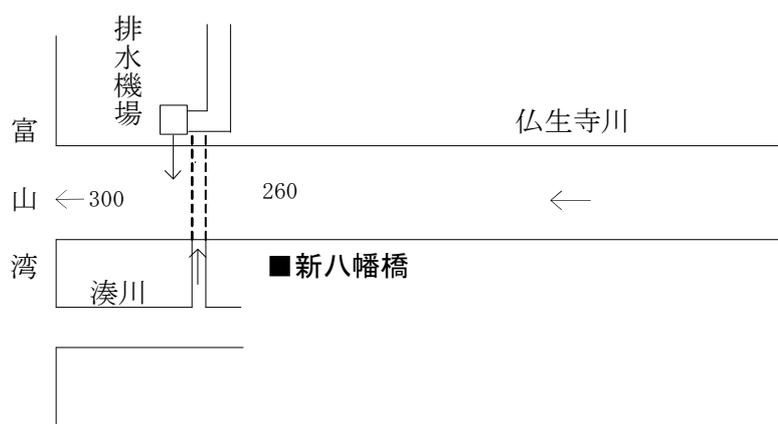
基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点名	基本高水のピーク流量 (m^3/s)	洪水調節施設による調節流量 (m^3/s)	河道への配分流量 (m^3/s)
仏生寺川	新八幡橋	260	0	260

第2節 主要な地点における計画高水流量に関する事項

仏生寺川の計画高水流量は、新八幡橋地点において $260\text{m}^3/\text{s}$ とし、十二町潟排水機場からの流入を加え、河口で $300\text{m}^3/\text{s}$ とする。

計画高水流量図 単位： m^3/s



■：基準地点

第3節 主要な地点における計画高水位及び計画横断形の川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び河道の計画横断形に係る概ねの川幅は、次のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離(km)	計画高水位(T.P.m)	川幅(m)	摘要
仏生寺川	新八幡橋	1.25	+2.79	48.0	基準地点

T.P. : 東京湾中等潮位

第4節 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

仏生寺川の水は、かんがい用水として広く利用されているほか、冬期の消雪用水としても利用されている。

流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、今後、流況等の把握に努めるとともに、動植物の生息地または生育地の状況、景観、流水の清潔の保持等に十分配慮し、調査・検討を行い設定するものとする。

